

入札参加者の皆様

入札に当たっての注意事項など

入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1) ランダム係数を用いた最低制限価格制度の適用

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格制度を適用します。

① 最低基準価格について

予定価格（税抜き）に、10分の7を乗じて得た額とします。（1,000円未満切り捨て。ただし、単価契約で予定価格10,000円未満のものは1円未満切り捨てとします。）

② 最低制限価格について

最低基準価格に、パソコンからランダムに抽出される係数（「1.0000」から「1.0099」までの数値（小数点以下第4位まで）をいう。）を乗じて得た額を本案件の最低制限価格とします。（10円未満切り捨て。ただし、単価契約で予定価格10,000円未満のものは1円未満切り捨てとします。）

③ 落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が2者以上の場合は、電子くじにより落札者を決定します。

2) 電子入札の「入札書受付締切時間」について

京都府電子入札システムの利用可能時間は、平日の9時から18時までです。電子入札では、2日目の「入札書受付締切時間」を14時としています。

入札書の受付期間は2日間ありますが、トラブル等による入札書の未提出を防ぐため、入札書の提出は可能な限り1日目に行うこととし、必ず受付期間内に間に合うように提出してください。

① 入札書の受付期間

	入札書受付期間
1 日目	9 時～18 時
2 日目	9 時～14 時

※2 日目の「入札書受付締切時間」は 14 時です。

- ② 入札書提出の際に、万一 IC カードのトラブル等があった場合は、速やかに宇治市契約課に申し出て「入札書受付締切時間」までに「紙入札方式参加承諾願」及び「紙の入札書」を提出してください。
- ③ いかなる場合でも、「入札書受付締切時間」を過ぎてからは、入札書を提出することはできません。締切時間に注意願います。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領第9条の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。